

1. 再確認の対象となる方について

- 平成28年4月1日時点で15歳以上の被扶養者が対象で、次の方を除きます。
  - ・平成28年4月1日以降に被扶養者に認定した方
  - ・平成28年12月31日までに75歳を迎えられる方
- ※対象の方のみ、「健康保険被扶養者確認調書」（以下、確認調書）に氏名等を印字しています。

2. 確認調書の記入方法について（下の記入例を参考に、**太枠内**を黒ペンで記入し、捺印してください）

- 「税法上の扶養親族で」「年金受給者で」「同居・別居の区分」の欄は、「有・無」、「同・別」のいずれか該当する方を○で囲んで下さい。
- 「職業 学校・学年」の欄は、「無職」、「パート」、「アルバイト」、自営の場合は屋号「〇〇商店」、学生の場合は「〇〇大学〇年」のように記入して下さい。
- 年間収入の欄は、裏面の【確認書類一覧】の表2（AからE）の収入で該当するものすべての年間収入（見込額）を記入して下さい（無収入の場合は「0」（ゼロ）又は「無」と記入）。複数の収入がある場合は、備考欄に内訳を記入して下さい。
- 住所の表示内容に変更が生じている場合は、朱書で訂正していただき、「住所変更届」をご提出下さい。
- 氏名（漢字・フリガナ）・生年月日の表示内容に変更が生じている場合は、「被扶養者（異動）届」によって、訂正届を提出して下さい。（被保険者証を添付）

各記入欄に書ききれないときは、備考欄や余白を利用して分かるように記入して下さい。

**記入例**

事業所 1000  
関西文紙情報産業株

氏名 田中 健一 様  
1000 - 7

健康保険被扶養者確認調書 平成28年10月 日 1頁 <UM75AAEF-01> (U3-

事業所	1000 関西文紙情報 株式会社			
被保険者欄	記号	1000	氏名	田中 健一
	番号	7	性別	男
			生年月日	昭和36年7月17日
			資格取得年月日	昭和60年4月1日
			標準報酬月額	
	住所	〒5XX-XXXX 大阪府〇〇市〇〇町〇-〇-〇		

捺印をお願いします

被扶養者欄

氏名	性別	生年月日	年齢	続柄	職業	年間収入	同居別居	備考	健康保険使用欄
田中 陽子	女	平成46年11月30日	44	妻	パート	853,000	同		
田中 良子	女	平成8年1月27日	20	子	文紙情報大学 3年	0	同		
田中 健太	男	平成9年7月10日	19	子	アルバイト	960,000	同		
田中 康子	女	昭和24年6月17日	67	母	無職	723,500	同		

枠内の項目について  
ご記入下さい

ご注意

1. すでに被扶養者になっている方で、平成13年4月2日以降に生まれた方及び平成28年4月1日以降に認定された方は、この調書での確認は省略されますので記載していません。変更がなければ、引き続き被扶養者となります。

2. 記載方法及び添付書類等は、説明用リーフレット（別紙）に記載していますのでご確認ください。

収入に関する証明書の添付が省略されている方は、所得税法上の控除対象配偶者・扶養親族であることを確認しました。（※確認した場合は○を付けてください）

上記のとおり相違ありません。

事業所所在地 大阪市中央区安堂寺町2-4-14

事業所名称 関西文紙情報産業株式会社

代表者氏名・印 代表取締役 関西文男

電話 06-9999-9999

【確認】

事業主様  
確認欄

3. 確認書類について

- 裏面の【確認書類一覧】を参考に、必要な確認書類を添付して下さい。
- 状況によっては、これ以外にも確認書類等をご提出いただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

確認書類の省略について

- ①税法上の扶養親族で“有”の方で、②年収の合計が被扶養者認定基準（裏面4.）の範囲内で、③同居の方の場合は、事業主様確認欄（記入例の**二重線枠内**）に確認表示（証明）をいただくことで「確認書類」の添付を省略することができます。
- ※収入の種類が、自営・不動産・利子・配当による場合や、別居の場合は省略できません。

【確認書類一覧】

表 1 の「収入の有無」、「同居別居」の区分から、表 2 を参照して該当するものすべてを添付して下さい。

表 1 (A～Fの記号については表 2 を参照してください。)

収入	収入に関する確認書類	別居の場合の確認書類
有	AからEのうち該当するものすべて	左記の確認書類に加えて G
無	F	

表 2

	収入の種類や状況	確認書類
A	パート等給与所得	「賃金明細書等(直近3ヶ月分)」(写)、「源泉徴収票」(写)、「所得証明書」「課税(非課税)証明書」など、いずれか1つ
B	自営・不動産収入	「確定申告書」(写)と「申告決算書(収支内訳書)」(写)の両方
C	利子・配当収入	「確定申告書」(写)、「所得証明書」「課税(非課税)証明書」など、いずれか1つ
D	年金収入	「年金振込通知書」(写) ※基礎年金・厚生年金・共済年金・恩給・年金基金など受給されているものすべての直近のもの
E	傷病手当金・雇用保険など休業補償	「決定通知書」(写)、「受給者証」(写)など
F	無職・無収入	「所得証明書」「課税(非課税)証明書」
G	別居の場合	援助(仕送り)の証明として過去1年間の「送金(振込)」(写)など事実確認ができるもの

4. 健康保険の被扶養者となるための収入条件等について

○対象者の方が、引続き被扶養者であるためには次の条件を満たしていることが必要です。

▼同居している場合

対象者の年収が 130万円※未満で、かつ被保険者の年収の半分未満であること。

▼別居している場合

対象者の年収が 130万円※未満で、かつ被保険者からの仕送り(援助)額より少ないこと。

※対象者が60歳以上、または障害厚生年金を受けられる程度の障害者の場合は、180万円になります。

○収入額や仕送り額が上の条件を満たさない場合や、また対象者が既に就職している場合は、

- ・「備考欄」にその「事由」と「年月日」を記入し、その被扶養者の欄を朱線で抹消して下さい。
- ・「確認調書」と併せて「被扶養者(異動)届」(被保険者証を添付)をご提出いただき解除の手続きをお願いします。

○対象者が、妻の子、甥・姪、義父母、伯叔父母、義兄弟姉妹で、別居の場合は、収入や仕送りの条件を満たしていても被扶養者にはなれませんので、上記と同様に解除の手続きをお願いします。

5. その他

○確認書類等で、個人情報に関するもので特に秘匿の必要性のあるものについては、被保険者様から健康保険組合に直接送付していただいても結構です。ただし、提出書類には健康保険の「記号・番号」「被保険者・被扶養者の氏名」「確認調書に関するものであること」等をお書き添え下さい。

「確認調書」および「確認書類」の提出がない場合、また提出された書類で事実確認ができない場合は、健康保険法施行規則第50条第7項により、再確認対象者の健康保険被保険者証が無効となる場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

以上のことに関するお問合せは、06-6765-9212(適用課)まで